

湖北広域行政事務センター訓令第3号

湖北広域行政事務センター職員の特殊勤務手当支給に関する条例運用要綱の一部を改正する。

令和7年4月1日

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター職員の特殊勤務手当支給に関する条例運用要綱の一部を改正する訓令

湖北広域行政事務センター職員の特殊勤務手当支給に関する条例運用要綱の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第10条」に改める。

第3条中「特殊勤務手当の支給額の計算方法は、次の各号によるものとする。」を「職員が条例で定める業務（以下「業務」という。）に従事したときは、次の各号により特殊勤務手当の計算を行うものとする」に改める。

第3条第1号及び2号中「勤務時間」を「業務に従事した時間」に改める。

第3条第3号中「勤務時間が3時間30分未満の場合には、特殊勤務手当を支給しないものとする。」を「前二号の規定に関わらず、勤務内容に応じて所属長が認める場合には、特殊勤務手当を半額支給するものとする。」に改める。

第3条第2項を削る。

第4条中「特殊勤務確認簿兼報告書（様式第1号。以下「報告書」という。）の提出があつた場合には出勤簿等に基づき確認を行い、毎月3日までに報告書を総務課に提出するものとする。ただし、主の業務が条例第4条、第5条及び第6条に該当する職員については、出勤簿にて報告書を兼ねができるものとする。」を「特殊勤務手当の申請があつた場合には出勤簿等に基づき確認を行い、毎月特殊勤務確認簿兼報告書（様式第1号。以下「報告書」という）を総務課に提出するものとする。」に改める。

第5条中「疑義が生じた事項は、総務課長と協議を行うものとする。」を「必要な事項は別に定める。」に改める。

様式第1号中「

特殊勤務確認簿兼報告書

所属				職名			氏名			
所属長 確認印	月	日	曜日	勤務内容		勤務時間			受印	
							自	時	分	
							至	時	分	
							自	時	分	
							至	時	分	
							自	時	分	
							至	時	分	
							自	時	分	
							至	時	分	
							自	時	分	
							至	時	分	
							自	時	分	
							至	時	分	
							自	時	分	
							至	時	分	
							自	時	分	
							至	時	分	
							自	時	分	
							至	時	分	
							自	時	分	
							至	時	分	
							自	時	分	
							至	時	分	

」
を
「

特勤 (年 月分)

作成日： 年 月 日

」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。